

重点目標4 優れた価値を生み出すために

個別目標1 魅力あふれる農林水産業の振興

1 農業の振興

基本方針

生産・生活基盤の整備をはじめ、集落営農の確立による経営の安定や環境にやさしい農業の推進など、特色ある農業の展開を図るとともに、後継者の育成に努めます。

また、地域の特性を活かした特産品や加工品の開発を促進するとともに、特産品直売施設の整備や流通ルートの創出などにより、地産地消の推進に努めます。

10年後のまちの姿

- 農地が守られ、人や自然にやさしい農業が展開されています。
- 農業経営の安定化が図られ、生きがいをもって農業に従事しています。
- 多くの市民が体験農園や援農などに取り組み、荒廃した農地が減っています。
- 直売施設等での販売活動を通じ、生産者と消費者との交流が図られています。
- 食卓や学校給食などに、市内で生産された新鮮で安全な食材が並んでいます。

現状と課題

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足とともに、農村の過疎化・混住化が急速に進行し、集落機能の低下や農村環境の荒廃が進んでいます。

また、耕作放棄地の増加とともに、水路の草刈りをはじめ、これまで集落共同で取り組んできた農地・農業用水等の保全管理が難しくなっており、その一方で、鳥獣被害の増加や農作物の価格低迷、輸入農産物の急増などの外的要因によって、農業経営力は低下し、農業・農村の多様な機能、農村の景観や環境の維持が困難になっています。

こうした中、国においては、平成17年3月、「食料・農業・農村基本計画」が策定され、地産地消の

推進や国内農産物の消費拡大と併せて、担い手の育成や農地の利用集積などによる効率的な農地利用の促進など、消費と生産との両面からの農業振興対策が推進されています。

これまで、本市では、施設栽培の振興や新たな特産品の開発、はぜかけ米等によるブランド化など、様々な取り組みを進めていますが、引き続き、「農村振興基本計画」に基づく基盤整備の推進、農地の汎用化、老朽化した用排水路・農道の整備を進めるとともに、農業の担い手の育成や、農業経営の安定化、地産地消の推進など、特色ある農業の活性化を推進していく必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①認定農業者数	2人	9人	16人
②エコファーマーの数	3人	5人	10人
③地元の食材を購入している人の割合	—	増加	増加

※指標③ 市民アンケート調査（今後実施）

施策展開の方向

農業の振興

- ◇生産・生活基盤の整備
- ◇経営の安定化
- ◇地産地消の推進とブランド化
- ◇後継者の育成

(1) 生産・生活基盤の整備

水田農業の低コスト化と生産性向上のため、ほ場整備を推進するとともに、中山間地域の棚田等の生産性を向上するための農道整備の推進に努めます。

また、農村振興総合整備事業による集落道、農業用排水路・ため池など、農業生産基盤や生活基盤の整備を進めるとともに、農地・水・環境保全向上対策などの展開により、農村における生活環境の向上に努めます。

(2) 経営の安定化

集落営農の推進など農業経営体の育成を進めるとともに、農地の効率的な利用や鳥獣被害の防止対策などを推進し、農業経営の安定化を図ります。

また、施設栽培を中心とした複合経営を支援するとともに、農業協同組合等との連携による安定的な流通ルートの拡大を促進します。

(3) 地産地消の推進とブランド化

消費者ニーズに即した農産物の生産の拡大と農産物のブランド化等により、地元農産物の生産・流通体制を確立するとともに、特産品直売施設の整備・拡充を図ることにより、生産者と消費者との交流を促進し、地産地消の推進と農業生産性の向上を図ります。

また、消費者の食の安全への関心が高まる中で、有機肥料を使用した栽培方法や無(減)農薬での生産を促進するとともに、学校給食における地産食材を使った献立づくりを進め、地産地消の推進と食育活動の充実に努めます。

(4) 後継者の育成

農業後継者の育成・確保を図るため、新規就農者の掘り起こしを図るとともに、資金援助や体系的な技術経営研修と組織活動の強化に努めます。

また、団塊の世代などをターゲットとした農業の体験機会を創出することにより、後継者の育成と定住の促進に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
農村振興総合整備事業の推進							農業耕地課
農地・水・環境保全向上対策							農業耕地課
農産物生産・流通体制の確立と特産品直売施設の整備	生産・流通体制の確立		直売施設の整備				農業耕地課
光ブランド農産物認証制度の検討	検討						農業耕地課
地産地消に関する啓発活動の実施							農業耕地課 生活安全課
地産地消ホームページの開設	検討		開設				農業耕地課
グリーンツーリズムの推進							農業耕地課 商工観光課
農村景観の維持・整備							農業耕地課
認定農業者、農業後継者の育成							農業耕地課

重点目標4 優れた価値を生み出すために

個別目標1 魅力あふれる農林水産業の振興

2 林業の振興

基本方針

林業振興を図るため、森林整備計画に基づいた計画的な森林整備の推進をはじめ、施業体制の確立と後継者の育成、特用林産物生産の促進に努めます。

また、森林が持つ多面的、公益的機能を回復するため、自然環境に配慮した健全な森林資源の整備に努めるとともに、市民とのふれあいの機会を創出することにより、森林の保全に向けた市民意識の高揚を図ります。

10年後のまちの姿

- 広葉樹等の環境林が育成され、地域独自の景観に配慮した森林が整備されています。
- 市民一人ひとりが自然環境を守り育て自然を敬愛し、森林環境の保全を行っています。

現状と課題

市域の約 53% (48.89km²) を占める森林は、林業生産の場としてだけでなく、治山・治水・水源かん養などの多面的な機能を有するとともに、森林浴に代表される保健保養機能や健康増進にも寄与するなど、豊かな市民生活を送る上でも重要な役割を果たしています。

これまで、本市の林業は、「森林整備計画」に基づき、計画的な森林施業の実施など各種事業を推進してきましたが、今後は、森林が有する多面

的、公益的機能の向上や自然環境等に配慮した、適切な森林整備や施業体制の確立を図るとともに、後継者の育成や特用林産物生産の促進など、林業の振興に努める必要があります。

また、竹林の拡大や長期間放置され荒廃した人工林など、森林の荒廃が進む中、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくためには、竹の伐採や森林の管理など市民との協働による取り組みが必要となっています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①竹林の面積	437ha	420ha	400ha
②広葉樹林の面積	2,096ha	2,150ha	2,200ha

施策展開の方向

林業の振興

- ◇森林整備の推進
- ◇施業体制の整備
- ◇後継者の育成
- ◇森林の活用と保全意識の醸成

(1) 森林整備の推進

安定した森林資源の確保や安定供給を図るため、森林組合と密接な連携を図り、森林整備総合事業による計画的な造林・保育等の森林整備に努めます。

また、計画的な森林や林道の整備を促進することにより、森林が持つ公益的機能の保持に努めるとともに、環境林の保全育成により、景観の向上や、森林とのふれあいの場づくり、諸施設の整備充実に努めます。

さらに、山地災害の防備、水源のかん養、生活環境の保全など、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、保安林の整備に努めます。

(2) 施業体制の整備

森林組合の体質強化と指導体制の充実に努めるとともに、作業路網の整備による高性能機械の導入を促進し、総合的な森林施業の合理化・効率化に努めます。

また、林業の生産性の向上を図るため、流域内の小流域を単位とした団地を設定するとともに、地

域ぐるみの共同施業を促進し、組織的、計画的かつ効果的な森林施業を推進します。

(3) 後継者の育成

林業体験等を通して、林業への認識を深めるとともに、広域就労による雇用の安定化、事業体の安全管理体制の強化や機械化による就労条件の改善、労働安全衛生の確保を図るなど、若年従事者の参入促進に努めます。

また、しいたけ、たけのこ、竹炭等の特用林産物の生産技術向上、組織化等を進め生産量の拡大を促進し、多面的な林業振興に努めます。

(4) 森林の活用と保全意識の醸成

身近な森林の中での森林体験や健康の増進、体力づくり等、市民に親しまれ利用される森林づくりに努めるとともに、学校教育や生涯学習等を通じて、自然敬愛の思想や森林の果たす公益的機能の理解を深め、森林の保護保全に向けた意識高揚を図ります。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
保安林の整備							水産林業課
林業生産基盤の整備							水産林業課
特用林産物の消費拡大のための生産活動の実施							水産林業課
森林空間の観光・交流資源としての活用の検討							水産林業課

重点目標4 優れた価値を生み出すために

個別目標1 魅力あふれる農林水産業の振興

3 水産業の振興

基本方針

水産業の振興を図るため、漁港をはじめとする生産・生活基盤の整備を進めるとともに、資源管理型漁業の推進や地産地消の推進、水産物のブランド化による新たな販売ルートの確保など、経営安定化と後継者の育成に努めます。

10年後のまちの姿

- 資源管理型漁業の推進などにより、安定した漁獲量が確保されています。
- 生産・生活基盤が整備され、高齢者にもやさしい施設・環境がつくられています。
- 漁業に夢が持て、後継者が育っています。

現状と課題

本市における水産業は、瀬戸内海沿岸を中心に行われており、近年、漁業就業者の減少や高齢化が進むとともに、漁場環境の悪化や水産資源の減少、さらには輸入水産物の増加による魚価の低迷など、水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

こうした中、経営基盤や指導体制を強化するため、光・牛島の両漁業協同組合は、平成17年8月1日に山口県漁業協同組合として合併し、それぞれ光支店、牛島支店として新たにスタートしましたが、水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況になっています。

このため、引き続き、後継者の育成に努めるとともに、中間育成や放流などによる「つくり育てる漁

業」と水産資源を保護・管理しながら漁獲量の安定化を図る「資源管理型漁業」の推進、さらには、新たな販売ルートの確立や地産地消の推進などに努める必要があります。

漁業生産活動の基盤となる漁港整備については、昭和33年から順次整備を続けてきましたが、近年、台風による高潮の被害を受けていることから、自然災害に強い安全な漁港施設の強化、高齢化に対応した就労環境の改善、利用目的に応じた漁港施設用地など、計画的な整備が必要です。

また、海洋レジャーの人気の高まる中、近年増加しているプレジャーボートとの利用調整を図り、適正な漁港施設の維持管理や利用に努める必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①地元産水産物の市内消費率 (H17.9)	35.0%	40.0%	45.0%
②新規就業者数 (5ヶ年の累計)	1人	5人	10人

施策展開の方向

水産業の振興

- ◇生産・生活基盤の整備
- ◇経営の安定化
- ◇後継者の育成
- ◇資源管理型漁業の推進

(1) 生産・生活基盤の整備

漁港整備計画に基づき、漁業生産活動の拠点として、光・牛島漁港の施設の整備に努めるとともに、関係者との協議により、プレジャーボート等との漁港内の適正な利用計画の調整を促進します。

また、海岸保全施設整備事業の推進により、高潮対策のための護岸整備や養浜事業を展開し、災害に強い漁村環境の創出に努めます。

(2) 経営の安定化

漁業振興基金の有効活用や漁業近代化資金の利子補給により、漁業経営の安定化を図るとともに、山口県漁業協同組合光支店・牛島支店の組織の強化と活性化を促進します。

また、地元産水産物の消費拡大のため、新たな販売ルートの確保や、加工品づくりやブランド化による付加価値向上の検討を進めるとともに、「さ

かなまつり」などの開催を通じて、魚食普及活動や地産地消の推進に努めます。

(3) 後継者の育成

漁港整備などによる漁業就労環境の改善と向上に努め、新規就業者の確保や高齢者にやさしい就労環境の実現に取り組みます。

また、青壮年部や女性部活動への支援を通じ、後継者確保と意欲ある人材の育成に努め、漁業技術や文化の伝承など高齢者に生きがいがある漁業活動の場づくりを進めます。

(4) 資源管理型漁業の推進

資源管理型漁業の推進により、持続的な漁場利用と水産物の安定供給に努めるとともに、光・熊毛地区栽培漁業センターによる水産種苗の中間育成放流事業への支援を通じて、つくり育てる漁業の推進を図ります。

主要な施策・事業例

	前期					後期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
光・牛島漁港の施設整備の促進							水産林業課
海岸保全施設整備事業の推進							水産林業課
加工品づくり・ブランド化の推進	検討						水産林業課
魚食普及活動・地産地消の推進							水産林業課
ブルーツーリズムの推進							水産林業課 商工観光課
漁業就労環境の改善							水産林業課
新規就業者の確保など後継者の育成							水産林業課
資源管理型漁業による漁獲物の安定的な確保							水産林業課

重点目標4 優れた価値を生み出すために

個別目標2 活気ある商工業の振興

1 商業・サービス業の振興

基本方針

市民の利便性を高める商業・サービス業の振興を図るため、地域の特性を活かした魅力ある商店会の育成をはじめ、商工会議所や商工会との連携のもと、商業経営の近代化を図るとともに、消費者ニーズに対応した商業の振興に努めます。

また、超高齢社会における消費生活の利便性を高めるため、周辺地域における商業振興や多様化と個性化が進む市民ニーズに対応した多様なサービス業の振興に努めます。

10年後のまちの姿

- 商業機能が強化され、市民生活の利便性が向上しています。
- 地域のふれあいを大切に、魅力ある商店が増加しています。
- 商店相互の連携が活発化し、商業振興が図られています。

現状と課題

近年、ライフスタイルの変化を背景に消費者ニーズの多様化、個性化が進むとともに、規制緩和の拡大や情報技術の進歩、まちづくり三法の見直しなどにより、流通構造・買物環境が大きく変化しています。

本市の商業は、都市形成の歴史的経緯や地理的制約により、商店会が各地区に分散するなど、核となる商業ゾーンが形成されないまま推移してきましたが、隣接する下松市への大規模な商業集積が進むとともに、市内にも平成7年の浅江地区への大型店の進出を契機として中核的な商業ゾーンが形成されつつあるとともに、平成13年に島田地区と浅江地区、平成14年に室積地区にショッピングモールが相次いで進出するなど、商業を取り巻く環境は、近年、大きく変化しており、都市政

策を含めた商業政策の展開が求められています。

こうした商圈の再編が進む一方で、各地域における商業環境は、経営者の高齢化や後継者不足による小売商店の廃業、さらには地域のスーパーが撤退するなど、既存の中小小売商業者を取り巻く経営環境はさらに厳しく、市民生活への影響も懸念されています。

こうした地域における生活環境の変化は、特に高齢者など、交通弱者の買物における利便性はもとより、地域の活力をも低下させており、今後は、商工会議所・商工会との連携のもと、商店会相互の交流・連携を深めるとともに、商業者と消費者との交流などを通じて消費者ニーズに対応した商業の振興に努め、地域の活力を維持する必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①年間商品販売額（卸売業・小売業）	894 億円	900 億円	910 億円
②事業所数（卸売業・小売業）	631 事業所	維持	維持
③従業者数（卸売業・小売業）	3,741 人	3,800 人	3,900 人

※指標①②③ 平成16年度商業統計調査（①は4月～3月、②③は6月1日）

施策展開の方向

商業・サービス業の振興

- ◇魅力ある商店の育成
- ◇商業経営の近代化の促進
- ◇サービス業の育成

(1) 魅力ある商店の育成

商工会議所や商工会と連携しながら、各地区における魅力ある商店の育成と連携強化を推進するとともに、地域の特性を活かした高齢者など交通弱者にもやさしい魅力ある商業環境の形成を進め、地域商業の体質強化と活性化を促進します。

また、中核商業ゾーンの形成に努め、都市計画を視野に入れた施策を推進するとともに、地域におけるイベントの実施や地元商店での購買を促進することにより、機能分担と連携・交流による市域全体の商業機能の高度化と地域活性化を進めます。

また、商店会相互の組織化や法人化を促進するとともに、「ほっとショップひかり」など、高度情報通信基盤を活用した新たなサービスや各店舗の情報化を進め、商業経営の近代化と拡販への新たな取組みの支援に努めます。

さらに、商工会議所等が行う相談業務等への支援を通じて、新規起業家や将来の商業を担う人材の育成を図り、多様で活力ある商業の振興に努めます。

(2) 商業経営の近代化の促進

地域における商工業振興の中心的役割を担う商工会議所及び商工会による指導体制の強化を進めるとともに、専門家による経営診断や経営指導を進め、経営能力の向上と経営体質の改善に向けた指導・相談の充実、さらには、融資制度の展開による商店や商店会の経営支援に努めます。

(3) サービス業の育成

商工業分野の情報化を促進するための情報サービス業やリース業など、事業所サービス業の育成を支援することにより、地域経済の活性化を促進します。

また、超高齢社会における市民ニーズに対応した福祉サービス業や生活支援サービスなど、多様なサービス業の育成と振興に努めます。

主要な施策・事業例

	前期					後期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
地域と一体になった魅力的な商業空間の形成							商工観光課
地域の特色ある商業活動・イベントの支援							商工観光課
高齢者等の購買活動支援対策の推進	検討						商工観光課
中小小売商業者の経営能力向上・体質強化の支援							商工観光課
後継者の育成と人材確保の支援							商工観光課
各種融資制度、相談体制の整備							商工観光課
商業団体等との連携強化							商工観光課
サービス業育成の支援							商工観光課

重点目標4 優れた価値を生み出すために

個別目標2 活気ある商工業の振興 2 工業の振興

基本方針

活力ある地域社会を形成するため、鉄鋼・薬品を中心とした基幹工業の一層の振興を支援するとともに、地場企業の高度化をはじめ、多様な工業の創出や中小企業の育成・強化を支援することにより、地域工業の振興に努めます。

また、道路網の整備や工業用水の安定供給など、基盤整備の推進に努めます。

10年後のまちの姿

- 鉄鋼・薬品の2大基幹工業を中心に地域工業全体が発展を続けています。
- 企業間の交流が活性化し、多様な工業の振興が図られています。

現状と課題

本市の工業は、鉄鋼・薬品の世界をリードする2大企業を中心に発展を遂げてきましたが、経済のグローバル化に伴う国際競争の中で、グループ工場の再編、分社化、資本提携などが進められ、それぞれの中核を担う工場としてさらに大きく躍進を続けており、本市の発展にも多大な貢献を果たしています。

また、周防工業団地や大和工業団地への新たな企業進出も進んだ結果、製造品出荷額は増加傾向にあり、平成17年には4,100億円を超えるまでに成長し、県内第7位と好調な状況ですが、事

業所数、従業者数はともに減少傾向にあるなど、依然として厳しい経済環境が続いています。

このため、今後とも、鉄鋼・薬品を中心とした基幹工業の振興を支援するとともに、異業種交流などの企業間交流や人材の育成などによる技術力の向上や地元企業の体質強化に向けた経営支援や金融制度等の拡充が必要となっています。

また、工業構造の多様化と総合的な工業力を高めるとともに、就労機会の拡大や雇用の安定のため、幅広い分野からの企業誘致や新たな業種の起業化を推進することが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①年間製造品出荷額等	4,160億円	4,350億円	4,500億円
②「中小企業の支援」に関する満足度	6.6%	10.0%	20.0%
③「地場産業の振興」に関する満足度	6.4%	10.0%	20.0%

※指標① 平成17年度工業統計調査(1月～12月)

指標②③ 市民アンケート調査

施策展開の方向

工業の振興

- ◇基幹工業と地域工業の振興
- ◇新しい工業の創出と企業誘致の促進
- ◇基盤整備の推進

(1) 基幹工業と地域工業の振興

鉄鋼・薬品を中心とした基幹工業の振興を支援するとともに、企業と連携のもと、転勤者等に対するきめ細かな行政情報の提供などの支援に努めます。

また、商工会議所・商工会等との連携のもと、中小企業の組織化、協業化、技術交流等を促進し、経営の近代化を図るとともに、経営診断や経営相談による生産技術の高度化等の支援に努めます。

(2) 新しい工業の創出と企業誘致の促進

工業構造の多様化を図るため、異業種交流、融合化等の事業活動を促進し、新規工業の育成を支援するとともに、高度情報通信基盤を活用したSOHO など新分野における起業化への支援に努めます。

また、「光市企業誘致推進協議会」をはじめ、関連企業や関係団体等との連携のもと、幅広い分野、業種の企業誘致の推進に努め、企業や業界団体への情報提供と立地情報の収集に努めます。

(3) 基盤整備の推進

物流の基幹となる道路網の整備促進や、工場用水の安定的供給など基盤整備に努めるとともに、山陽自動車道熊毛インターチェンジへのアクセスに優れた周防・大和工業団地周辺等における新たな工業団地の可能性について、中・長期的視点から調査・研究を進めます。

また、住工近接地域においては、工場緑化の推進や周辺環境の整備を促進するとともに、住工分離の促進に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
基幹工業への支援							商工観光課
地場産業の高度化支援							商工観光課
新しい工業の育成支援							商工観光課
起業化の支援							商工観光課
企業誘致の推進							商工観光課
道路網の整備							土木課 都市整備課
工場用水の安定的供給							水道局
住工分離の促進							都市整備課
新たな工業団地の検討	検討						商工観光課

重点目標4 優れた価値を生み出すために

個別目標3 働く環境の充実

基本方針

全ての勤労者が自己の能力を十分に発揮し、生きがいをもって、安心して働ける労働環境を創出するため、雇用に関する相談窓口や情報提供の充実など、関係機関との連携のもと雇用の確保と安定に努めます。

また、中小企業勤労者の福利厚生の充実を図るとともに、職業能力の開発のため、職業訓練、技能取得の機会の拡充を図ります。

10年後のまちの姿

- 関係機関との協力のもと、雇用機会が拡充されています。
- 労働環境が整備され、全ての労働者がいきいきと働いています。
- 若者や高齢者、女性、障害者等の雇用機会が拡大されています。

現状と課題

わが国の経済は、長期にわたる景気低迷を脱し、回復傾向を示していますが、若年者の失業率が高い水準で推移し、短時間労働者や派遣労働者などの非正規雇用が増加するなど、雇用情勢や就労形態を取り巻く環境は、依然として厳しい情勢が続いています。

また、少子高齢化の進行や女性の社会進出の増加など社会環境が変化しており、若者の自立の促進に向けた就業機会の確保、女性が能力を発揮できる働きやすい就業環境づくり、働く意欲のある高齢者の豊かな経験や技能の活用、さらには、障害者の雇用機会の拡大など、働く環境の充実

に向けた総合的な対応が求められています。

本市では、これまで若者やホームページによるUJIターン希望者への幅広い情報提供や、シルバー人材センターを中心とした高齢者の就業機会の確保に努めてきましたが、引き続き、関係機関と連携しながら、就労機会の拡大や雇用の安定に向けた総合的な取組みを展開することが必要です。

また、中小企業における勤労意欲の高揚、勤労者の定着化、雇用の促進を図るため、勤労者福祉共済制度や中小企業退職金共済制度等の普及に努めるとともに、勤労者の福利厚生の向上に努める必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①「企業誘致・雇用の確保」に関する満足度	8.0%	15.0%	30.0%
②年間有効求人倍率（年度）	1.19倍	1.25倍	1.30倍
③光市シルバー人材センター会員数（年度）	853人	1,100人	1,300人

※指標① 市民アンケート調査

指標② 下松公共職業安定所管内

施策展開の方向

働く環境の充実

- ◇雇用の確保と安定
- ◇勤労者の福利厚生の充実

(1) 雇用の確保と安定

関係機関との連携のもと、雇用に関する相談窓口や就労・雇用に対する情報提供の充実に努めるとともに、勤労者の能力向上のための職業訓練や技能修得の機会の拡充に努めます。

また、関係機関との連携のもと、雇用に関する相談や就労・雇用に関する情報提供を充実し、若者をはじめ、女性や高齢者、障害者に対する雇用の拡大を促進するとともに、IT講習など、職業能力の開発と向上に向けた職業訓練や知識習得機会の拡充に努めます。

さらに、UJIターン総合窓口の充実を図り、UJIターン希望者等への積極的な情報提供に努めます。

(2) 勤労者の福利厚生 of 充実

勤労者福祉共済制度や中小企業退職金共済制度などの普及や、労働福祉金融制度の充実など、中小企業勤労者の福祉の向上と生活の安定に努めるとともに、各種労働団体が行う労働福祉事業、勤労者育成事業等への支援に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
雇用に関する相談窓口の充実						→	商工観光課
就労・雇用に対する情報提供の充実						→	商工観光課
高齢者、女性、障害者等に対する雇用対策の充実						→	商工観光課
職業能力開発の支援充実						→	商工観光課
中小企業向け各種共済制度の普及促進						→	商工観光課
労働福祉金融制度の充実						→	商工観光課
労働福祉事業、勤労者育成事業等の支援						→	商工観光課